

京都外国語大学大学院 科目等履修生等規程

(目的)

第1条 この規程は、京都外国語大学大学院学則第47条第2項の規定防犯カメラに基づき、科目等履修生等(以下「科目等履修生」という。)に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 科目等履修生とは、本大学院以外の者で、大学院授業科目を履修し、単位の修得を目的とする者をいう。

(履修期間)

第3条 履修期間は1年以内とし、本学の学年暦に準ずる。

(出願資格)

第4条 科目等履修生として出願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院において認められた者
- (4) 本大学院への進学をめざす京都外国語大学外国語学部4年次生で、卒業要件のGPAが2.7以上の者

(出願書類)

第5条 科目等履修生を希望する者は、所定の期日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書(本学所定用紙)

現に学校、官公庁またはその他の事業所に在職している者は、その所属長の出願許可書を必要とする。

- (2) 履修希望科目申請書(本学所定用紙)
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書(本学所定用紙)[3カ月以内のもの]
- (5) 選考料の振込金受取書のコピー[振込者のみ]
- (6) 写真票(本学所定用紙)[3cm×3cm]2枚
- (7) 選考結果通知用返信封筒(本学所定定型封筒)
- (8) 履修期間中本邦在留資格を証明する書類[日本に在留する外国人のみ]

(出願時期)

第6条 出願の時期は、大学院科目等履修生募集案内による。

(選考・許可)

第7条 科目等履修生に志願する者があるときは、在学生の教育に支障のない場合に、選考のうえ入学を許可する。

2 所定の手続きにより、科目等履修生に出願した者については、書類審査のうえ、大学院教授会の議を経て学長が入学を許可する。ただし、必要と認められる場合は、筆記試験・面接を行うことがある。

(入学手続き)

第8条 選考のうえ、科目等履修生として入学を許可された者は、大学院科目等履修生募集案内に定める期間内に選考料、登録料、科目等履修料を納入し、所定の科目等履修生登録カード等を提出しなければならない。

2 選考料、登録料、科目等履修料については、別表1・2に定める。

3 京都市・京都府立の学校の現職教員及び本学が高大連携の協定を締結している高等学校の教員は、登録料・選考料を免除する。

4 京都外国語大学大学院の修了生、学部卒業生及び在學生は、登録料を半額とする。

5 科目等履修生として前年度から引き続き履修する者は、登録料を免除する。

(科目等履修生証)

第9条 科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。ただし、学生旅客運賃割引証及び通学証明書は交付しない。

(履修科目)

第10条 科目等履修生は、別に定める科目を履修できるものとする。

(試験及び単位認定)

第11条 受講した授業科目について試験を受け、合格した場合はその授業科目の単位を認定する。

2 科目等履修生として相当数の単位を修得し、本大学院の博士前期課程に進学した場合、10単位を上限に、入学前の既修得単位として認定することができる。

(証明書の発行)

第12条 前条により、認定した科目については、科目等履修生成績証明書を発行する。

(準用する規程)

第13条 科目等履修生に関して、この規程に定めのないものは、大学院学則を準用する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃には、大学院教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成6年4月1日制定、平成11年4月1日改正、平成16年4月1日改正、平成17年4月1日改正、平成20年4月1日改正、平成27年3月8日改正)

別表 1

選 考 料
10,000円

別表 2

登 録 料	履 修 料
20,000円	1単位 16,500円